主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人らの弁護人向田文生の上告趣意第一点は、憲法三一条違反をいうが、宅地建物取引業法七九条一号(昭和五五年法律第五六号による改正前のもの)所定の「不正の手段」の意義が所論のように不明確であるということはできないから、所論はその前提を欠き、同第二点及び第三点は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五八年五月二四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官		野	宜	慶
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	宮	崎	梧	_
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次